

人権方針

ナイスグループは、社会的存在意義として「樹とともに、人と暮らしをつなぎ、はぐくみ、彩りある未来をつくります」を掲げています。ステークホルダーの彩りある未来の実現に向けて、企業活動に関わる全ての人々の人権を尊重するため、ここに「人権方針」（以下「本方針」といいます。）を定めます。

1. 国際規範の尊重

ナイスグループは、国内・国外を問わず企業活動を行う地域の法令等を遵守するとともに、「国際人権章典」及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際規範を支持し、国際規範に示された人権を尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、ナイスグループの全ての役職員に対して適用されます。また、ビジネスパートナーやその他関係者の皆様に対し、本方針内容を理解し、支持いただくことを期待します。

3. 人権デューデリジェンス

ナイスグループの企業活動を通じて起こり得る人権に関する負の影響を防止又は軽減するために、人権デューデリジェンスの実施に努めます。

4. 企業活動に関わる主要な人権課題

- （1）人種、民族、国籍、宗教、年齢、性別、障がい、社会的身分その他の理由による差別やハラスメントの禁止
- （2）法令が定める雇用最低年齢に満たない児童労働の禁止
- （3）あらゆる就業形態における不当な強制労働の禁止
- （4）結社の自由及び労使間協議を目的とした団体交渉権の尊重
- （5）労働時間や賃金など適正な労働条件の確保
- （6）安全で健康的かつ安心して働き続けられる職場環境の整備・維持
- （7）プライバシーの尊重及び個人情報の保護

5. 是正と救済

ナイスグループの企業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした、又は助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正、救済に取り組みます。

6. 教育

ナイスグループは、本方針が企業活動に組み込まれ実行されるよう、全ての役職員に対する適切な教育を行います。

7. コミュニケーション

本方針の人権尊重に向けた取り組みについて、各種報告書やウェブサイト等を通して報告します。